

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

四六五、一 吉野・スナイダー会談

極秘
番号
第14号

1000

条約局長	アメリカ局長
条約課長	参事官
法規課長	北米才一課長
安全保障課長	

琉球電力会社に対するEssoの長期燃料供給契約等

46.5.13
米北一

I. 13日午後、地団を以て来訪する在京米大使館シニア書記官は、北米一課

長及び条約課長に対し、同書とあり述べた。

1. 琉球電力会社 (REPC, 以下同) は、Essoより長期契約に基づき燃料の供給を受け、発電を行なっているが、この契約は USCAR と Esso との間で結成

8/5 米北一より
HM
田口
26
下井

此大契約に基づいて行なわれており、REPC は同契約の当事者でない。(思は契約当時

Esso は REPC の資金力に対する不安が原因で、かかる arrangement を求めたのである。)

以上の次より、復帰に伴い、同契約の一方の当事者たる USCAR が消滅するので、

何らかの処置を講じなければ種々の不都合が生ずることになる。(Esso は、このために

特別の施設を作っており、他の石油供給業者へ急に切替えようと思っても不可能である)

解決方法として考えられるものは、つぎの2つである。

(1) 復帰前、本件契約を REPC と Esso との間で契約を切替える。

(4) 復帰とともに電力公社の後継機関が
Esso との契約の当事者となるようにする。

在京米大使館としては、(4)の解決方法が最も
良いと思っておりますが、先ずは外務省と協議

してからのことで、USCAR による動きを抑え
ている。同じく Esso が本件契約につき、

通産省と話し合いを抑制している。
(復帰後の電力問題については、同社

はずで通産省と多くの接触を交わ
している。)

ついでに、外務省の本件に関する意見を伺
いたい。

2. 上記に対し、貴方より契約書の写し及び
Esso の施設の description と契約

かと反問、先方は至急届けるべき旨述べ、
よて貴方より、それらも検討の上で何分

の儀回答する旨答えておいた。

Ⅱ 以後、エントリより本件に関連して
糸物局 鈴木君の柳井に述べたことは

要約
次のとおり。

1. エントリの燃料供給契約の取扱いに

関し、前記Ⅰの趣旨を述べたほか、中3の
処理方法として、エントリの契約上の権利

を concession として復帰後日本政府が
尊重するといふ旨も述べたことと述べ

た。(当方より、いふところ、concession の概念
は不明確であり、かかる処理方法には種

々困難ありうべしと述べた。) (エントリ)

2. エントリに関するその他の問題として、(1)

エントリは (R.I.F.) "right of way" を得て
政府道路として、1.57° ラインを敷設したか

この エントリの権利を復帰後いかに取扱い
かという問題及び (1) 同じく エントリは、

(海軍使用)

USCAR の許可を得て、シカゴからの石
油の荷上げのため、1.57° ラインを海中に

敷設したが、この権利の取扱いの問題
が、⁽²⁾ エントリをあげた「エントリ」は、先に

concession として復帰後日本政府に尊重
し得る権利がありうべき旨述べたこと

た。(エントリを具体例をあげたことは述べた)
と述べ、エントリの権利は、正に

concession の例である旨述べたこと

3. 以上につき、当方より、エントリの問題は、

3 公社の権利義務及び 琉球の権利義務
の引継ぎとも関連する問題であり

種々の角度より検討する必要があるとの
前記の契約及び許可のコピー等資料

と相りうる資料を早急に提供してほ
しい旨述べたところ、「エス」は資料

収集を約した。